

浄化槽設置整備事業補助金

単独浄化槽またはくみ取り便槽を合併浄化槽に入れ替える方に補助金を交付します。

補助限度額：「5人槽」64万2000円「7人槽」72万4000円「10人槽」85万8000円

対象：市街化調整区域（農業集落排水事業区域を除く）※新築家屋などは除く

申込・問合せ：設置工事の着工前に申請書および添付書類を直接または郵送で環境課へ ☎982・9698 FAX共通

※先着順。必要書類がすべてそろった場合のみ受け付けます。詳細は市のホームページを確認してください。



木造住宅の耐震化に関する補助金

市では、職員による木造住宅の無料簡易耐震診断を行っています。

耐震不足と判断された場合には、建築士による耐震診断やその後の耐震改修に補助金を交付しています。ぜひご利用ください。

えせ同和行為を排除しましょう
— 埼葛えせ同和行為対策強化月間 —

本市を含む埼葛市町では、毎年4月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書など物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植え付け、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな障害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、毅然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

部落差別に対する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼葛市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

問合せ：市民参加推進課 ☎982・9458 FAX共通

法務省：えせ同和行為を排除するために



また、令和4年より高齢者居住世帯（65歳以上）が、耐震改修を行う場合には、補助金の増額を行っています。
対象：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
問合せ：開発建築課 ☎982・9885 FAX共通

国民健康保険税額の改定について

国民健康保険は、安心して医療を受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合っており、お互いに助け合う制度です。将来にわたり、国民健康保険の仕組みが持続可能なものとなるよう、健全で安定的な財政運営を目指し、下表の通り税率と課税限度額などを改定します。加入者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

税項目	基礎分	支援分	介護分
所得割	6.6%	2.1%	1.8%
均等割	33,000円	9,000円	13,000円
限度額	650,000円	220,000円	170,000円



税項目	基礎分	支援分	介護分
所得割	6.9%	2.5%	2.1%
均等割	35,000円	11,000円	13,000円
限度額	650,000円	240,000円	170,000円

なお、令和6年度の国民健康保険税納税通知書と納付書は7月中旬に発送予定です。
問合せ：国保年金課 ☎982・9538 FAX共通

家具転倒防止器具などの取り付けを支援します

市では、地震時における家具転倒による被害の防止・軽減を図るため、家具転倒防止器具などの取り付けを支援します。「つっぱり棒」についても対象としています。申請状況によつては、取り付けに時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

対象：次のいずれかに該当する世帯①市内在住で、65歳以上の方のみで構成する世帯②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた方のいる世帯

③要介護または要支援の認定を受けた方のいる世帯
対象家具：タンス、食器棚、本棚などの大型の家具※1世帯1回限り、3台まで
費用：市が準備する器具など（し字金具や添え木、つっぱり棒）を使用する場合は無料、その他については自己負担

留意事項：市が委託する事業者が取り付けますが、器具の支給も実施しています。

申込・問合せ：申請書（危機